

日病薬発第 2024-14 号

令和 6 年 4 月 22 日

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生

令和 6 年能登半島地震に伴う日病薬病院薬学認定薬剤師制度の特別措置について(Q&A)

Q1 日病薬病院薬学認定薬剤師に認定申請する予定のものです。今回の震災で、日病薬研修単位シール・研修記録を紛失しました。何か措置はあるのでしょうか。

A1 令和 6 年能登半島地震の災害救助法適用地域を管轄とする各県病院薬剤師会(石川県病薬、富山県病薬、福井県病薬、新潟県病薬)に所属する会員で、震災の影響により、日病薬研修単位シール・研修記録を紛失した場合、できる限りの確認書類を提出してください。生涯研修委員会で個別に審査いたします。

申請者本人が、認定又は更新申請時に、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度の特別措置の適用申請書」(日病薬ホームページよりダウンロード)に必要な事項を記入した上で、必要な書類を添えて申請してください。